



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の清算人の就任の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課）…………… 2
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 2
- 県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）…………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定・4件（海岸防災課）…………… 3

公 告

- 港湾計画の変更の概要（港湾課）…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 7
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立沖縄水産高等学校）…………… 7

告 示

沖縄県告示第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり東村高江土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成26年11月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏名	住所
西銘清	東村字高江39番地10
西銘晃	東村字高江39番地
金城正恒	東村字高江85番地23
渡久地政久	東村字高江39番地12
仲嶺久美子	東村字高江83番地34

沖縄県告示第596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上原地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成26年11月26日から同年12月24日まで
- 3 縦覧に供する場所 竹富町役場
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15

日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第597号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年11月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市城辺字新城地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年11月14日から平成27年2月3日まで
- 3 作業種類 公共測量（福嶺南地区ほ場整備計画図作成）

沖縄県告示第598号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年11月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
港川加入区	主としてソデイカ旗流し漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業）	八重瀬町字長毛345番地 県営長毛団地1-305 上原清秀 八重瀬町字港川115番地 玉城幸也

沖縄県告示第599号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成26年11月25日

沖縄県文化観光スポーツ部長 湧 川 盛 順

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者
文化の杜共同企業体
代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成27年1月16日から同年3月15日まで
- 4 観覧料の額
企画展「ゴー・ビトゥイーンズ：こどもを通して見る世界」

区分	観覧料の額（1人につき）		
	個人の場合	団体の場合	
美術館施設	一般	1,180円	1,050円
	大学生及び高校生	730円	650円
	中学生及び小学生	300円	240円

備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第600号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年11月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金武	金武町字金武浜田原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜瀬武原314-B22-02	金武町字喜瀬武原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所並びに金武町役場及び恩納村役場において縦覧に供する。）	土石流

沖縄県告示第601号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年11月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
島袋(1)-1	北中城村字島袋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
島袋(1)-2	北中城村字島袋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
島袋(1)-3	北中城村字島袋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
島袋(2)	北中城村字島袋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
島袋(3)	北中城村字島袋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜舎場(1)	北中城村字喜舎場の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜舎場(2)	北中城村字喜舎場の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

安谷屋(1)	北中城村字安谷屋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
安谷屋(2)	北中城村字安谷屋及び字荻堂の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
安谷屋(3)	北中城村字安谷屋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
荻堂	北中城村字荻堂及び字安谷屋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋宜原(1)	北中城村字屋宜原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋宜原(2)	北中城村字屋宜原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
渡口(1)	北中城村字渡口の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
渡口(2)	北中城村字渡口の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜舎場	北中城村字喜舎場の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	地滑り
仲順	北中城村字仲順及び字渡口の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	地滑り
熱田	北中城村字熱田及び字和仁屋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	地滑り
安谷屋	北中城村字安谷屋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	地滑り
和仁屋327-A 27-03	北中城村字和仁屋及び字熱田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	土石流
屋宜原327-C 27-09	北中城村字屋宜原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	土石流

沖縄県告示第602号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年11月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
真地(2)－2	那覇市字真地及び南風原町字兼城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに那覇市役所及び南風原町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第603号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年11月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
阿嘉	久米島町字阿嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び久米島町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宇根(1)	久米島町字宇根の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び久米島町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宇根(2)	久米島町字宇根の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び久米島町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宇根(3)	久米島町字宇根及び字真謝の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び久米島町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宇江城351－A43－05	久米島町字宇江城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び久米島町役場において縦覧に供する。）	土石流
儀間351－A43－07	久米島町字儀間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び久米島町役場において縦覧に供する。）	土石流
仲泊352－A43－01－1	久米島町字上江洲及び字西銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び久米島町役場において縦覧に供する。）	土石流
仲泊352－A43－01－2	久米島町字西銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び久米島町役場において縦覧に供する。）	土石流
山城351－B43－08	久米島町字山城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び久米島町役場において縦覧に供する。）	土石流
仲村渠352－B43－06	久米島町字具志川及び字仲村渠の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び久米島町役場において縦覧に供する。）	土石流

公 告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、中城湾港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成26年11月25日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 港湾計画の変更の概要 平成2年10月5日付け沖縄県公報第1896号、平成6年4月26日付け沖縄県公報第2262号、平成8年1月26日付け沖縄県公報第2436号、平成10年4月17日付け沖縄県公報第2657号、平成12年3月30日付け沖縄県公報号外第19号、平成16年6月4日付け沖縄県公報第3263号、平成17年1月14日付け沖縄県公報第3325号、平成18年4月28日付け沖縄県公報第3451号、平成18年9月26日付け沖縄県公報第3492号、平成19年4月24日付け沖縄県公報第3549号、平成19年11月30日付け沖縄県公報第3610号、平成23年3月18日付け沖縄県公報第3936号及び平成23年9月27日付け沖縄県公報第3987号によりその概要を公告した中城湾港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 危険物取扱施設計画

地区名	係留施設	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
仲伊保地区	ドルフィン	専用	5.5	1	液化石油ガス専用船用

(2) 水域施設計画

ア 航路

地区名	名称	水深（メートル）	幅員（メートル）
仲伊保地区	仲伊保第1航路	5.5	72

イ 泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
仲伊保地区	5.5	1

(3) 小型船だまり計画

地区名	港湾施設
仲伊保地区	泊地 船揚場 防波堤 埠頭用地
西原与那原地区	防波堤（波除）

(4) マリーナ計画

地区名	港湾施設
西原与那原地区	防波堤（波除） 小型栈橋

(5) 土地造成及び土地利用計画

ア 土地造成計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
仲伊保地区	1（1）	埠頭用地

注（ ）は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

イ 土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
-----	-----------	----

仲伊保地区	2 (2)	埠頭用地
	1	港湾関連用地
	2	交流厚生用地
	1	工業用地
	1	交通機能用地

注 () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

2 港湾計画の変更の縦覧の場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県土木建築部港湾課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年11月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年5月20日 沖縄県指令土第727号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川32番ほか4筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市古島2丁目19番地5 有限会社神山土地建物 代表取締役 神山篤一郎
- 5 検査済証番号 平成26年11月13日 第4151号
- 6 工事完了年月日 平成26年11月5日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年11月25日

沖縄県立沖縄水産高等学校長 小 禄 健 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 小型教習艇 1艇
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立沖縄水産高等学校 沖縄県糸満市西崎一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年10月29日
- 4 落札者の名称及び所在地 ヤンマー沖縄株式会社 沖縄県宜野湾市大山七丁目11番12号
- 5 落札金額 44,809,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年9月19日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--